

ちばやあかさか 報

▷人の動き▷

世帯数および人口

(昭和50年9月30日現在)

世帯数	1,184戸
人口	5,147人
男	2,473人
女	2,674人

第39号 発行 千早赤阪村役場 (07217) 2-0081 (代) 編集 観光課 印刷 東野印刷所

文化財シリーズ ②

神宮寺仏像 (北水分 明治初年廃寺)

(写真右より)

- 十一面観音 (南北朝時代中期作)
- 阿彌陀如来 (江戸時代初期作)
- 魚籃観音 (江戸時代末期作)
- 阿彌陀如来 (江戸時代末期作)
- 聖観音 (江戸時代末期作)



明治初年の廃仏、釈により、本村でも多くの寺院が廃寺になりましたが、その仏像は信仰心厚い人々により、今もなお各地区においておまつりされています。

私達は、その高貴な美しさに心を打たれ、遠い昔に既にこのような偉大な仏像を創造した郷土の伝統に対して深い畏敬と感銘を受けます。そしてこの貴い遺産を伝承していくのが、祖先に対する私達の使命であります。

今回は北水分実行組合倉庫に安置されている元神宮寺の仏像を紹介します。

〔今月号の内容〕

◆文化財シリーズ	1頁	◆村税メモ	4頁
◆議会の動き	2頁	◆電話局からのお願い	4頁
◆昭和50年度国民健康保険料率きまる	2頁	◆心配ごと相談日	4頁
◆被保険者証が変わります2頁	2頁	◆陸・海・空・自衛官募集	4頁
◆今月のキャンペーン	3頁	◆衛生用行事日程	4頁
◆51年から重なる長期譲渡所得の税金	3頁	◆インフルエンザ予防接種小児マヒ生ワク接種	4頁
◆自然休養村管理センター起工式について	3頁	◆在宅重度障害者のため福祉手当について	5頁
◆4日クラブさつまいも掘園好評のうち終る	3頁	◆千早赤阪村母子家庭給付金申請について	5頁
◆民生(児童)委員の新任について	4頁	◆定例赤ちゃん会開催について	5頁
		◆衛生だより	5頁
		◆年中行事「八星神」	6頁

議会の動き

昭和五十年千早赤阪村議会第三回定例会は、九月十八日から二十二日までの五日間の会期により開催し、昭和五十年年度一般会計・特別会計補正予算案等が提案上程され、慎重審議の結果、いずれも原案どおり可決されました。

議案第二十五号

△昭和五十年千早赤阪村一般会計歳入歳出予算補正の件

(歳入歳出それぞれ五八・二〇七千円の追加で、予算総額は六二・三・七八千円となりました。補正の主なるものは職員便所新設工事、中学校運動場整備工事、中学校便所新設工事、公園施設整備工事、自然休養村管理センター工事に伴う附帯工事費、水道会計への繰入金等の追加分です。)

議案第二十六号

△昭和五十年千早赤阪村一般会計歳入歳出予算補正の件

(収益的収入・支出とも補正額で八〇〇千円の追加で、収入については小吹合団地水道料金の徴収。支出の方では富田林市への受水料金の支払。資本的収入については大末建設からの工事負担金一三・一〇〇千円、一般会計負担金一八・二〇〇千円、一般会計補助金四六・一〇〇千円で、合

計七千四百千円の追加補正。

資本的支出では富田林市への工事負担金で一三・一〇〇千円、工事請負費で上東阪配水池築造工事の年割額一〇・〇〇〇千円と配水管工事費の一八・二〇〇千円の合計で二〇・二八二千円、機械及び装置で二河原辺加圧ポンプ一台の金額四六・一〇〇千円、総計で二〇・七七四千円の追加補正。)

議案第二十七号

△千早赤阪村国民健康保険条例一部改正の件

(長期譲渡所得に係る保険料の算定の特例、附則第四項中の「昭和四十六年度から昭和五十一年

度まで」を「昭和五十年年度から昭和五十六年度まで」に改正。)

議案第二十八号

△自然休養村センター工事請負契約締結の件

(①契約の目的―自然休養村管理センター ②契約の方法―指名入競争札による契約 ③契約金額 九〇・一五〇千円 ④契約の相手方 中島組、中島勝治 ⑤工期 昭和五十年九月二十日から昭和五十一年三月二十日まで。)

火災は一九番へ
救急は
〇七二二一四一
八一九九番へ

昭和五十年

国民健康保険料率きまる

保険料は、四月分から九月分までは仮算定により前年度保険料額の半額を徴収し、十月一日現在で本年度の保険料額が確定いたします。算出方法は、所得割・資産割・均等割・平等割の合計額から九月分までに納めていた金額を差し引き、その残額が十月分以降の保険料となります。なお、保険料の算出基礎は、次のとおりであります。

- ①所得割 (基準総所得金額) 百分の一・七
- ②資産割 (固定資産税額……土地・家屋) 百分の六・七
- ③均等割 (被保険者一人当り) 四・七七四円
- ④平等割 (一世帯当り) 七・八八二円

計	算	例
所得割	650,000円×100分の1.7=	11,050円
資産割	5,000円×100分の67.7=	3,385円
均等割	4,774円×4人=	19,096円
平等割	7,882円=	7,882円
本年度決定料額		41,413円
前期分 (仮算定保険料額4月～9月まで保険料) →		20,000円
後期分 (10月～3月までの保険料)		21,413円

被保険者証が変わります

注意しましょう

国民健康保険被保険者証が次のとおり変わりますのでご注意ください。

- ◎更新期日 五十年十一月一日
- ◎更新実施期日 五十年十月二十五日から三十一日まで
- ◎現在ご使用の被保険者証(水色)は、十月三十一日限り無効となります。
- 十一月一日より新被保険者証(桃色)に変わりますので、おまちがいのないようお願いいたします。



異動の届出は十四日以内に

世帯主の方は、世帯内で次のような異動等あった場合は必ず十四日以内に役場国民保険係に届出をしてください。

入る場合

- ①転入のとき
- ②社会保険をやめたとき
- ③子どもが生まれたとき
- ④生活保護が廃止されたとき

やめる場合

- ①転出のとき
 - ②社会保険に加入したとき
 - ③死亡したとき
 - ④生活保護が開始されたとき
- すべての届出には、印鑑と被保険者証及び保険料納入通知書を持参ください。 保険課

…今月のキャンペーン…

51年から重なる

長期譲渡所得の税金

「土地や建物を売ったが、税金がどのくらいかかるか心配だ。」という声があちこちでよく聞かれます。

では土地や建物を売って得た利益には、どういう税金がどのくらいかかるのでしょうか。

このように、土地や建物を売って得た利益は譲渡所得といい、その譲渡所得には税金がかかります。普通の場合、その人の一年間のすべての所得を合計して計算するのですが、譲渡所得については、他の所得とは別に計算することになっています。

譲渡所得の計算方法は

譲渡所得は、譲渡した価額から取得費と譲渡費用を差引いた残りをいいます。

この場合取得費とは、売った土地や建物の購入代金や購入手数料などをいうのですが、それが五％（譲渡価額が一、〇〇〇万円の場合は五十万円）以下であるときやわからないときには譲渡価額の五％を取得費として計算することができます。

また譲渡費用とは、土地や建物を売るために直接支出した費用のことです。例えば仲介手数料、借家人に支払った立退料などをいいます。

税額の計算方法は

譲渡所得は、売った土地や建物をいつから持っていたかにより長期譲渡所得と短期譲渡所得に区分

され、それぞれ異なった方法で税額が計算されます。

長期譲渡所得は、昭和四十三年十二月三十一日以前に取得した土地や建物を売ったときの譲渡所得をいいます。

その税額は、譲渡所得から次のような特別控除を差引いたものの税率を乗じて計算します。

イ、国及び地方公共団体に収用などにより譲渡した場合

…三、〇〇〇万円

ロ、日本住宅公団等が行う特定土地画整理事業などのために譲渡した場合…一、〇〇〇万円

ハ、特定住宅地造成事業等のために譲渡した場合…一、五〇〇万円

ニ、農地保有の合理化のため農地等を譲渡した場合

…五〇〇万円

ホ、自分が住んでいる建物や敷地を譲渡した場合

…三、〇〇〇万円

ヘ、一般の譲渡の場合一〇〇万円

なお、イからホまでの特別控除は重複して控除できませんが、その最高限度は、年間の譲渡所得全体を通じて三、〇〇〇万円です。

税率は昭和五十年途中で譲渡した場合が国税が二〇％、府村民税が六％併せて二六％です。

短期譲渡所得は、昭和四十四年四月一日以後に取得した土地や建物を売ったときの譲渡所得をいいます。

その税額は、長期譲渡所得と同

じように、イからホの特別控除を差引いたあと、次の計算で算出したどちらか高い方の金額となります。ただし短期譲渡所得には、長期譲渡所得の「ヘ」の特別控除（一〇〇万円）はありません。

イ、課税譲渡所得の四〇％相当額（府村民税は二二％）

ロ、課税譲渡所得を他の所得と合計して通常の方法で計算して算出した税額のうち、譲渡所得に係る税額の一一〇％相当額（府村民税も同じ）

なお、土地や建物を国や地方公共団体に売ったり、収用事業などのために売った場合などで、一定の要件に当てはまれば税率が軽減されます。

また、本年度の税法改正により昭和五十一年から五十五年までの間に、土地や建物を売ったときの長期譲渡所得にかかる税金は、次の方法で計算されることになっています。

イ、課税長期譲渡所得が一、〇〇〇万円以下の場合二〇％（府村民税は六％、併せて二六％）

ロ、課税長期譲渡所得が一、〇〇〇万円を超える場合は、その超える部分の金額に「四分の三」の上積税率を適用します。

長期譲渡所得に対する課税が、低税率であることから土地成金ばかりを輩出させて、この税制の本来的目的である宅地供給に結びつく面が少ないことから、今回の改正で、大口の土地譲渡については重課の方向が打ち出されたわけ



総合案内兼事務室特産物農機具等展示、談話フロアー、給食調理室食堂、大小研修室、休憩所（和室十二帖一室、十帖二室）及び駐車場等が完備されます。

当日は村長はじめ、南河内府民センター所長等関係機関の長、各

自然休養村管理センター

起工式について

去る九月二十三日、本村の農業振興政策であります自然休養村整備事業の中枢的機能を果たす自然休養村管理センターの起工式が建設場所である岬山にてとり行われました。

工事費九千一五〇万円で、本村川野辺の中島組が請負い、竣工予定は来年三月末日であります。

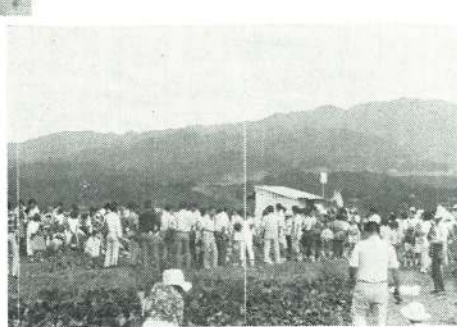
管理センターの規模は、鉄骨二階建、延六二八㎡で

種団体の長の参列を得て工事の無事を祈願しました。

4Hクラブさつまいも

掘園、好評のうち終る

千早赤阪4Hクラブ（会長 石橋勲君）会員十人が昨年から中学校横の休耕田で行っている、さつまいも掘園が九月二十九日をもって閉園した。



「いも掘りに来る都会の人々」

今年は昨年の約二倍の面積十二アール、株数五千本余りを栽培し、九月十四日から二十九日までの日祝日と、土曜日の午後開園し、入園者が期間中延べ千人余り訪れた。クラブ員が栽培している茄子等の野菜の即売も行い新鮮で安い野菜を袋一杯持ち帰る婦人が多く本村のような、農村地域は将来とも開発せざるはならないという、入園者の声が圧倒的に多く、クラブ員もそう答えていた。

民生(児童)委員の

新任について

このほど新しく協賛政美さん
矢尾滋さん・木ノ本雅伸さんが民
生(児童)委員として八月一日よ
り委嘱されました。ご遠慮なくご
相談ください。

(カッコ内は担当地区)
協賛政美さん(川野辺地区)
矢尾 滋さん(水分山ノ井地区)

木ノ本雅伸さん(小吹東出・西
出・下出地区)
増員に伴い担当地区一部変更
になりました。

加藤政雄さん(水分北地区)
倉畑耕三さん(小吹西ヶ峯・
小吹合地区)

▽村税メモ△

府村民税第三期分の納期は、十
月末日です。
本日も次の通り各地区へ出張徴
収にお伺いしますので、この機会
にぜひお納めください。
村税は納期限内に必ず納めま
しょう。

月 日	時 間	場 所
10月30日 (木)	午前9時～正午	森屋青年会場
	午前9時～正午	水分集会所
	午後1時～午後4時	二河原辺集会所
	午後1時～午後4時	桐山金泉寺
10月31日 (金)	午前9時～正午	中津原集会所
	午前9時30分～午後1時	千早農協出張所
	午前9時～10時30分	小吹台小学校
	午後1時～午後4時	上東阪集会所
	午後1時～午後4時	下東阪集会所

電話局からの お願い

「ダイヤルは、メモをみながら
正確にまわしましょう」
あなたが電話をお使いになる
とき、ほんのちよつと注意すること
で、ムダな手数や料金の節約がで
きます。まちがい電話は、時間と
お金がむだになり、相手も非常に
迷惑します。まちがい電話をしな
いため、番号はもう一度よく確
めて、ダイヤルは正確にまわしま
しょう。



たばこは村内で
買いましょう

かけて損、かかって迷惑
まちがい電話

心配ごと相談日

心配ごと相談日はつぎのとおり
です。どんなことでもご相談に
応じますからお気軽にお越しくだ
さい。

◆時間 午後一時～三時
◆場所 庁舎別館(診療所二階)

相 談 日				
50年 11月	12月	51年 1月	2月	3月
10日(月)	1日(月)	12日(月)	10日(火)	1日(月)
20日(木)	10日(水)	20日(火)	20日(金)	10日(水)
	22日(月)	30日(金)		22日(月)
				30日(火)

陸・海・空 自衛官募集

十八才～二十四才までの男女
◇連絡先
千早赤阪村役場総務課

自衛隊河内長野案内所
〇七二一五―四一五四五

インフルエンザ予防接種

(15才以上1回150円 3～6才 1回50円)

1回目	2回目	時 間	場 所
11月10日 (月)	11月17日 (月)	午後1:00～1:20	川野辺 (川辺英一氏宅前)
		1:30～1:50	水 分 (神社下共同貯蔵庫前)
		2:00～2:20	二河原辺 (山本庄三氏宅前)
		2:30～2:50	桐 山(金泉寺下)
		3:00～3:20	下東阪集会所前
		3:30～4:00	役場庁舎別館
11月12日 (水)	11月19日 (水)	午後1:10～1:40	小吹台 (ダイケンホーム事務所前)
		2:00～2:20	小吹集会所前
		2:30～2:50	中津原集会所前
		3:00～3:20	上東阪(辻アキノ氏宅前)
		3:30～4:00	千早(奥千早診療所前)

小児マヒ生ワク投与

(問診票・母子手帳を忘れないように)

日	時 間	場 所
11月13日 (木)	午後1:00～1:20	川野辺 (川辺英一氏宅前)
	1:30～1:50	水 分 (神社下共同貯蔵庫前)
	2:00～2:20	二河原辺 (山本庄三氏宅前)
	2:30～2:50	桐 山(金泉寺下)
	3:00～3:20	下東阪集会所前
	3:30～4:00	役場庁舎別館
11月20日 (木)	午後1:10～1:40	小吹台 (ダイケンホーム事務所前)
	2:00～2:20	小吹集会所前
	2:30～2:50	中津原集会所前
	3:00～3:20	上東阪(辻アキノ氏宅前)
	3:30～4:00	千早(奥千早診療所前)

衛生用行事日程

在宅重度障害者のための

福祉手当について

福祉手当は、重度の障害者(児)の生活の向上を図るために、昭和五十年十月一日から支給されるものです。

★手当額は

対象者一人につき

月額 四、〇〇〇円

★受けられる人は

次のすべてのことがらに該当する人に支給されます。

- (1)別表に書かれている程度の重度障害者(児)で、日常生活において常時介護を必要とする人
- (2)日本国民である人
- (3)福祉手当の支給に関する省令に定める施設に収容されていない人
- (4)法施行令に定める障害を事由とする公的年金を受けていない人(ただし特別児童扶養手当、障害福祉年金は受けていてもかまいません)

★所得の制限は

障害者本人及びその配偶者・扶養義務者に一定額以上の所得がある場合は手当は支給されません。

▲参 考 ▲

障害者本人の所得

扶養親族が一人の場合

七六、二五〇〇円

扶養親族一人増すごとに

一一、〇〇〇〇円

(老人扶養親族の場合は

二五、五〇〇〇円)

を加算した額が制限額です。配偶者または扶養義務者の所得

扶養親族がない場合

一六、三二五〇〇円

扶養親族が一人増すごとに

一一、〇〇〇〇円

(老人扶養親族の場合)

二五、五〇〇〇円

を加算した額が制限額

所得とは、法令に定める総所得額から各種控除額に相当する額を差し引いた額です。

★申請するところは

千早赤阪村役場福祉係で申請してください。

★申請者(受領者)は

・成人にあつては、本人または代理人が申請し本人が受領します
・児童にあつては保護者が代つて申請し本人が受領します。

★申請に必要なもの

- (1)福祉手当認定請求書
- (2)障害者の戸籍抄本(謄本)及びその世帯の住民票(省略できる場合があります)
- (3)身体障害者手帳、療育手帳又は特別福祉手当証書(これらにより認定できない場合は、所定様式による医師の診断書)
- (4)福祉手当所得状況届
- (5)所得に関する村の発行した証明書(省略できる場合があります)
- (6)印かん
- (7)必要に応じて他の書類の提出を求められる場合があります

★申請の受付日は

昭和五十年十月一日から

★手当の支払いは

手当の申請をした月の翌月から毎年一月、五月、九月の三回に分けてそれぞれ前月までの分をまとめて支払います。

ただし昭和五十年十月三十一日までに申請した人は十月分から支払います。

▲別 表 ▲

①両眼の視力の和が〇.〇二以下のもの

②両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することのできない程度のもの

③両上肢の機能に著しい障害を有するもの

④両下肢のすべての指を欠くもの

⑤両下肢の用を全く廃したものの

⑥両大腿の二分の一以上失ったもの

⑦体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの

⑧前各号に掲げるもののほか、身体機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの

⑨精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められるもの

⑩身体機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であつて、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

この手当について、くわしくお知らせになりたいことがありますら役場福祉係(電話二一〇〇八)または大阪府民生部障害更生課(電話〇六一九四一一〇三五・一内線二四五六)までお問い合わせください。

千早赤阪村母子家庭

給付金申請について

受けられる人

母子家庭(配偶者のない女子)において現に児童(十八歳に満たない者)を養育している人で、十一月一日現在、引続き六ヶ月以上村内に居住し、かつ住民基本台帳に記載されている人に対して支給します。

給付金の額

児童一人を養育しているとき

年額 八、〇〇〇円

児童二人を養育しているとき

年額 一一、〇〇〇円

児童三人以上を養育しているとき

年額 一五、〇〇〇円

給付金の申請及び時期

給付金の申請を十一月一日から十一月二十九日までの間受付しますので、印鑑持参の上役場住民課福祉係までお越しください。

定例赤ちゃん会開催について

赤ちゃんについての育児、健康相談等を左表のとおり実施致しますので最寄りの場所へご出席下さい。なお、3歳になられた方へ3歳児健康診査を富田林保健所で毎月第1、第3金曜日午後1時より2時まで実施しております。受けられる方は筆記用具母子手帳は必ず持参して下さい。

(日時を変更されることがありますので、行かれる時は前もって保健所へ連絡して下さい)

赤ちゃん会開催日程表

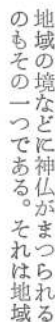
実施日	時 間	場 所
11月5日	午後1:10~1:30	川野辺(川辺英一氏宅前)
	1:40~2:00	水分(神社下共同貯蔵庫前)
	2:10~2:30	二河原辺(山本庄三氏宅前)
	2:40~3:00	桐山(武部栄太郎氏宅前)
	3:20~4:00	役場庁舎別館(診療所上)
11月6日	午後1:20~1:50	吉 年(東阪郵便局下)
	2:00~2:20	下東阪集会所
	2:30~2:50	上東阪(辻アキノ氏宅前)
	3:00~4:00	千 早(奥千早診療所前)
11月7日	午後1:20~1:50	小吹集会所
	2:00~2:50	中津原集会所
	3:00~4:00	小吹台(ダイケンホーム事務所前)

民間信仰現代考

本村に現在も伝承されている俗信の一端を紹介いたします。

次の「おさん明神」は狐が祭神で、一言お願ひすれば、何事でも

〔東出八星神例祭〕



屋が神域を掃き浄め注連繩を神木
 にはり、ご神燈をかかげ神酒・菓
 子・むすび等をお供えしまし
 す。午後は親子近所さそい
 あわせておまいりし、お供
 えの菓子をお子にくださった
 後、神酒むすびをいただく
 子供は無病息災を神にお祈
 りいたします。

科学の発達により、古い
 民間信仰が迷信として否定
 される現代にあっても、人
 間がいのち永からんことを
 願う限りにおいて、つまり
 人間がいのちある存在であ
 る限り、人々は肉体的・精
 神的にも健康と心の平安を
 願いつづけるものでありま

九月十五日には、多年にわたって社会につくしてきた老人を敬愛し長寿をお祝いする敬老会が各地区で行なわれました。

